

住宅ストック活用・リフォーム推進事業（住宅リフォーム市場の環境整備を図る調査研究）
を実施する者の公募について

平成26年6月5日
国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅ストック活用・リフォーム推進事業（住宅リフォーム市場の環境整備を図る調査研究）を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅リフォーム市場の環境整備を図る調査研究事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅の耐震改修やバリアフリー化、省エネ改修等の性能向上や、水回りや設備、内装等の更新による利便性や快適性の向上、その後の定期的な検査に基づく維持修繕の実施などが適正に評価され、住宅の価値評価に反映されることにより、住宅リフォーム市場の環境整備を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

リフォームによる住宅の質の向上を担保価値等に反映させる評価方法を確立させるための実証的な調査研究の事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成26年7月上旬 ～ 平成27年2月28日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(3)までの全ての条件を満たすことのできる者とする。

(1) 次に掲げる者を構成員に含む協議会等の団体（任意団体も可）を構成すること

①現にリフォームを含む住宅への融資を行っている金融機関又は金融機関からなる団体等

②以外の者であって、現に不動産の価値の評価を行っている事業者又は住宅の検査やリフォームを行っている事業者など、住宅の性能等の向上、価値の適切な評価、又は保証を行うことが可能であると認められる者

(2) 代表者が明確で、団体としての意志決定システムが確立していること

(3) 目的、活動・事業の種類に関する事項等が記載された規約等が策定・締結されていること（事業着手までに策定・締結されるものを含む。）

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 担当：奥村

電話 03-5253-8111(内線39-432)

電子メール okumura-h2x9@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間及び方法

①期間 平成26年6月5日から平成26年6月27日まで

②場所 上記担当部局

③方法 募集要領・応募様式の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAXまたは電子メールにより交付

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

①期限 平成26年6月30日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System一太郎2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、応募者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、応募者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を応募書類を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は募集要領による。